

群会議の話題

第433号

2021年7月7日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
©7月1日組織人員
現在4,491人

今月のテーマ

夏の行動が秋につながる

みんなで取り組む拡大運動

7月～8月の拡大行動は、秋の拡大にもつながる大事な時期です。秋の月間は9月から始まりますが、月間に入ってから準備を始めていては、到底間に合わず、この夏の期間をどれだけ充実した取り組みにできるか、それが秋の拡大月間の成りに直結します。

また秋は春の拡大月間に比べると事業所からの加入が期待できず、対象者不足が懸念されます。だからこそ、この夏の準備行動を計画し、そして実践することが重要となります。

拡大は組織戦です。一部の役員だけでなく、一人ひとりが日頃から組合未加入の仲間に声掛けする等、みんなの力を合わせなければ拡大運動の成功はありません。私たちの組合を守り、諸要求実現のために、引き続き、拡大運動にご協力をお願いします。

暑さとコロナ 2つの予防を

東京都への緊急事態宣言は6月20日で解除されましたが、今年もコロナウイルス

対策が続く中で迎える夏となりました。気温や湿度が上昇すると、注意をしなければならぬのが「熱中症」です。

厚生労働省は①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、④3密を避ける等の「新しい生活様式」を求めています。高温や多湿などの環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクをはずすこと、またマスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、喉が渇いていなくても水分補給をするよう呼び掛けています。

熱中症予防にはエアコンの活用も有効ですが、コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。また外出時は暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけましょう。

今年も熱中症とコロナウイルス感染に注意しなければなりません。体調管理に気を付けて、コロナ禍で迎える2回目の夏を乗り切りましょう！

どけんカレンダー (2021年7月11日～8月21日)

日	月	火	水	木	金	土
11 7月	12	13	14	15	16	17
	← 分会執行委員会 →				← 群会議 →	
18	19	20	21	22	23	24
	← 分会集約会議 →					
25	26	27	28	29	30	31
1 8月	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
				← 分会執行委員会 →		
15	16	17	18	19	20	21
	← 群会議 →			← 分会集約会議 →		

◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)
日時 7月20日(火)午後2時
8月10日(火)午前10時
受付 支部会館2階

☆建築相談会(予約制)
未定のため詳細は支部に
お問い合わせください。

★税務相談会(予約制)
日時 7月26日(月)午前10時
受付 支部会館2階

※分会、群の会議日程は、
地区により前後しますので
必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

消費税申告制度が大きく変わる 備えは出来ていますか？

皆さんは、「インボイス制度」

を知っていますか？カタカナで取っ

付きにくい、概要を聞いたことは

あるが難しく理解出来なかった

等の声が多く聞かれます。しかし、

特に個人事業主・一人親方の人

にとっては、仕事に関わる非常に重

要な制度です。

今後、消費税申告の際に事業者

は、課税業者（適格請求書発行事

業者）からではないと、消費税の

仕入れ税額控除を受けることが出

来なくなります。つまり、売上1

000万円以下でも課税業者にな

らないと仕事受注への影響が懸念

されます。インボイス制度の重要

性を理解して対策をするためにも

学習会に参加しましょう。

〔日時〕 7月28日（水）

午後7時から午後8時30分

〔会場〕 支部会館4階

〔締切〕 7月21日（水）

〔定員〕 25人

〔講師〕 東京南部会計

佐伯和雅 税理士

●ハガキ要請に協力を！

今年度も我々の命の綱である、

土建国保を守るハガキ要請行動の

時期がやってきました。土建国保

は、約40%（20年度予算）が匡・

都等からの補助金によって運営さ

れています。

補助金が減らされれば我々の保

険料に影響します。新型コロナウ

イルスを理由に補助金を減らされ

ないためにも、コロナ禍の今こそ

例年以上に注力していきましょう。

◆月次支援金のご案内

緊急事態措置・まん延防止等重

点措置で売上減の事業者が対象の

「月次支援金」という給付制度が

設けられました。

〔給付額〕

中小法人等…上限20万円/月

個人事業者等…上限10万円/月

〔給付対象〕

①と②を満たしていること。

①緊急事態措置又はまん延防止等

重点措置に伴う外出自粛等の影響

を受けていること。

②緊急事態措置又はまん延防止等

措置が実施された月のうち月間売

上が昨年又は一昨年の同じ月と比

べて50%以上減少していること。

〔申請期間〕

4月分/5月分…8月15日

6月分…7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2カ月

間を申請期間となります。

〔必要書類〕

・履歴事項全部証明書（法人）又

は本人確認資料（個人）

・確定申告書類の控え（2年分）

・帳簿書類（売上台帳など）

・事業の取引のわかる通帳

・宣誓・同意書

以上
月次支援金の申請には一時支援

金のとくと同様に、登録確認機関
での事前確認が必要となります。
月次支援金の概要や申請方法につ
いてご不明点がありましたら、支
部までお問い合わせ
わしてください。



◆緊急生活応援ローンご案内

中央金庫が展開する「緊急生活

応援ローン」が4月より融資限度

額が100万円から200万円に

改定されています。また、金利に

関しては年1・5%から1・0%

となっております。更に、初年度は

金利を支部が負担します。

対象は、組合員の事業主・一人

親方から従業員まで幅広くなっ

ています。

問い合わせは、中央労働金庫蒲

田支店（3738・6251

担当・田中さん）まで。

〔必要書類〕

・免許証、健康保険証、確定申告

3年分等

〔申込先〕

・中央労働金庫蒲田支店

（蒲田5・13・23）

●大田区リフォーム

助成事業について

多くの仲間が利用している「大

田区リフォーム助成事業」ですが、

令和3年度から一部改正が行われ

ました。大きな改正点としては、

コロナ禍に対応した「新しい生活

様式への対応工事」が追加となっ

ています。

概要は、左記の通りとなります。

〔受付期間〕 21年4月15日

～22年1月31日

〔工事完了期限〕 22年2月28日

〔本申請期限〕 22年3月31日

〔年度予算〕 1億円

〔問合せ〕 大田区役所 建築調整

課（5744・1343）

新型コロナウイルス 感染防止のお願い

◎諸手続きは郵送で

現金のやりとりを要さない
諸手続きに関しては、書類郵
送にて行うことができます。
申請書類は支部ホームページ
よりダウンロードできるもの
と、原本によるものがありま
すので、問い合わせの上、お
急ぎの申請でない限り、郵送
での申請をお願いします。